

〈談合防止対策検討委員会報告書への対応状況について〉

検討委員会報告書		令和6年度 入札契約制度改正等の内容	施行期日、実績等
項目	今後取り組むべき談合防止対策		
(1)入札制度の見直し			
① 委託業務における総合評価方式の導入			
ア 導入の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>競争性・透明性を確保し、談合を防止する観点から、総合評価方式による一般競争入札をできるだけ拡大していくべきである。</li> <li>意欲ある新規事業者や中小企業が参入しやすく、自らをアピールできる入札制度に工夫していくべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務について、価格のみではなく、技術力の優劣を評価する<b>総合評価方式を新たに導入</b>。</li> <li>①地質調査業務については、500万円以上を対象。</li> <li>②土木関係コンサルタント業務、測量業務については、1,500万円以上を対象。</li> <li>③上記以外の業務については、所属長が必要と判断した業務。</li> </ul>	<p>〈施行期日等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う入札から適用</li> </ul>
イ 本県の現状を踏まえた総合評価方式の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正な競争性の観点から、評価項目については、形式的な評価にならないよう、業務ごとに細分化し、細やかな評価ができるようにすべきである。</li> <li>品質確保の観点から、総合評価方式の対象となった業務について、その内容について分析し、高知県土木部総合評価委員会における意見を聴取しつつ、業務ごとに評価項目や基準を改めていくべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★段階的な引き下げを検討</li> <li>一般的な同種・類似業務の実績、業務成績評価、技術者資格、CPDの取得状況などに加え、<b>地域性を考慮した評価項目</b>(地理的条件、地域貢献度、県内在住状況)及び技術者数の規模に応じた受注となるよう、<b>手持ち業務量についての評価項目</b>、担い手育成のため、<b>若手・女性技術者の雇用について評価</b>。</li> <li>総合評価委員会において、年に1回、総合評価方式による入札結果から評価項目等の妥当性を検証。</li> </ul>	<p>【対象事業拡大スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発注者側の業務量の増加が見込まれるため、高知県土木行政総合情報システムを改修し、事務量の低減を図る予定。(R7年度導入予定)</li> <li>システム化導入と併せて、R7年度以降、順次対象業務を拡大。</li> <li>最終的には、先行する地質調査業務と同じく、入札案件の半数が総合評価方式による入札としていく。</li> </ul>
ウ 評価のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価内容については、形式的な評価にならないよう、業務ごとに細やかな評価ができるような視点が必要である。</li> <li>また、特定の事業者を受注が集中することがないよう、技術者数等の事業規模も考慮した工夫が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務成績の評価については、2点ごとに配点、細分化し、<b>手持ち業務量の評価</b>についても1件ごとに配点し細分化。</li> <li>技術者数の規模に応じた受注となるよう、<b>手持ち業務量についての評価項目</b>を設定。</li> </ul>	
エ 品質確保のための発注者責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者責任として、地質の専門性の高い人材が評定を行う仕組みに検討するとともに、総合評価委員会等で成績評定が適切に実施されているか、検証していくべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>国土交通省と同様</b>の評価方法により、客観性を高めた成績評定を実施。</li> <li>また、業務内容や規模に応じ、適切な検査を行えるよう検証を継続。</li> </ul>	<p>〈施行期日等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年4月1日以降の契約から適用</li> </ul>
オ 発注者側の業務量増への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者側の入札に関する事務量の増大につながることから、作業の簡素化などに取り組んでいくことも必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高知県土木行政総合情報システムを改修し、<b>総合評価方式による入札事務をシステム化</b>。</li> </ul>	<p>〈施行期日等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年4月1日以降の入札から適用</li> </ul>
② 予定価格の事後公表の拡大			
ア 事後公表拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>談合が容易に行われにくく、事業者の実行経費を踏まえた見積りによる応札に繋がるよう、予定価格を事後公表とする金額を拡大していくことは有効であると考ええる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務について、<b>予定価格500万円以上を事後公表</b>。</li> </ul>	<p>〈施行期日等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う入札から適用</li> </ul>
イ 本県の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年豪雨などの大規模な災害に対応する受注者の応札業務の軽減を目的とし、建設工事、委託業務とも2,500万円以上を事後公表とし、予定価格の金額によって事前公表、事後公表を併用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事については、現状どおり、予定価格2,500万円以上を事後公表、2,500万円未満を事前公表。</li> </ul>	
ウ 対策案	<ul style="list-style-type: none"> <li>入札において入札額の積算を行うことは、入札に参加する事業者としての基本であり、価格が談合の原因に一番なりやすいことから、発注する金額の規模が違ふ、建設工事と委託業務を区別し、発注規模を適正に反映した価格での予定価格の事後公表としていくべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務については、<b>予定価格500万円以上を事後公表、500万円未満を事前公表</b>。</li> </ul>	
エ 適正な見積りによる入札	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託業務においても、入札の根拠となる見積り内容の提出を求め、適正な見積りによる入札となっているかを確認していくべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象とする業務を抽出(本課入札分である2,500万円以上)し、<b>入札時に委託費内訳書の提出を求める</b>こととして、事業者が適切な積算を行っているかについて確認。</li> </ul>	

検討委員会報告書		令和6年度 入札契約制度改正等の内容	施行期日、実績等
項目	今後取り組むべき談合防止対策		
③ コンプライアンス基本方針の策定 ア 基本方針策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測量・建設コンサルタント等業務(県内のみ)においても、コンプライアンス基本方針の策定を求めることにより、県発注工事等の入札に関わる全ての県内事業者にはコンプライアンス意識の向上を促進していく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測量・建設コンサルタント等業務(※県内のみ)においてもコンプライアンス基本方針の策定を定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈施行期日等〉</li> <li>・ 令和6・7年度入札参加資格審査よりすでに導入済み。</li> </ul>
イ 対策案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測量・建設コンサルタント等業務(県内のみ)の入札参加資格審査においても、コンプライアンス基本方針の策定を申請の要件とするべきである。</li> <li>・ コンプライアンス基本方針策定時に、コンプライアンス意識の向上のために取り組む内容を事業者に宣言してもらい、後に実績報告を求めて行くべきである。</li> <li>・ 無作為に抽出した事業者から、取組み内容の挙証資料を求めるなど、実績報告の内容とかい離がないかの検証も必要である。</li> <li>・ 効果的な取組みを実施している事業者には、県のコンプライアンス研修での事例発表を行うことにより、優良事例を横展開し、県内事業者の意識向上を促進するとともに、優良事例として発表していくことが事業者のイメージアップにもつながると考えられるため、積極的に取り組むことにメリットがあることをPRしていくことも重要である。</li> <li>・ 県においては、事業者や職員を対象としたコンプライアンス研修を継続して実施するとともに、より多くの参加者が得られるよう工夫していく必要がある。</li> <li>・ コンプライアンス基本方針の策定を通じ、コンプライアンスの確立に向けた事業者の取組みを検証・支援し、事業主にコンプライアンスの徹底を意識づける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 測量・建設コンサルタント等業務(※県内のみ)の入札参加資格審査においても、コンプライアンス基本方針の策定を申請の要件とする。</li> <li>・ コンプライアンス基本方針の策定時に、コンプライアンス意識の向上のために取り組む内容を事業者に宣言させ、次回申請時に実績報告を求める。「実績なし」の事業者については、土木政策課のホームページにおいて事業者名を公表。</li> <li>・ 無作為に抽出した事業者から、取組み内容の挙証資料を求めるなど、実績報告の内容とかい離がないか検証。</li> <li>・ 効果的な取組みを実施している事業者には、県のコンプライアンス研修での事例発表及び県HPに事例発表時の動画を掲載。</li> <li>・ 土木政策課で実施するコンプライアンス研修を継続。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈施行期日等〉</li> <li>・ 高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格審査要綱を改正。当該要綱を令和5年10月20日から施行し、令和6・7年度資格者名簿への登録のための資格審査から適用。</li> </ul>
(2)ペナルティの強化 ① 委託業務における賠償金、違約金の増額 ア 強化の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 談合の抑止力としての効果をより高めるため、全国の状況を踏まえてペナルティを強化することで、今後の談合の再発防止を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託業務における<b>違約金の増額</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈施行期日等〉</li> <li>・ 令和6年4月1日から施行し、同日付けで改正する土木設計等業務委託契約書等が適用される契約に適用</li> </ul>
イ 対策案 (ア)賠償金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの落札率の状況を確認したところ、現行を継続することが適当である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賠償金については、現行の10%。</li> </ul>	
(イ)違約罰としての違約金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の談合防止対策としてより県民の理解が得られるという観点から、契約においてペナルティの意味合いで設けている違約罰としての違約金を増額すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>違約罰としての違約金を20%。(10%→20%に増額)</b></li> </ul>	
② 指名停止期間の見直し ア 指名停止措置期間の現行継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の指名停止期間(県発注工事における独占禁止法違反の標準12月、首謀者18月)は延長せず、他のペナルティ強化により談合の抑止を図ることが適当である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の指名停止措置期間を継続。(県発注工事における独占禁止法違反の標準12月、首謀者18月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈施行期日等〉</li> <li>・ 令和6年4月1日より施行する。</li> </ul>
イ 立入検査前に最初に自主申告した者に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入検査前に最初に自主申告した事業者には、違反行為の発見を容易化し、事件の真相解明が効率的かつ効果的に行うことができ、競争秩序の早期回復と今後の談合の抑止につながるため、勇気を持って自ら悪習を断ち切ろうとした行為に対し、更なる評価を行うことが適当である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通報などの自浄作用を後押しするという観点から、<b>立入検査前に最初に自主申告した者の標準月数を、本県標準月数12月から2分の1を減じた6月とし、自主申告のインセンティブを高める。</b>(※当該事業者は、さらに課徴金減免制度が適用されるため、<b>従前どおり標準月数を2分の1減じ、指名停止期間は総計3月</b>)</li> </ul>	